

# 電力先物に係る年度物取引の限月延長について

2026年4月27日

株式会社東京商品取引所

## I. 趣旨

当社は、電力先物に係る年度物取引について、市場参加者からの御意見を踏まえ、より長期の電力価格変動リスクに対応可能なヘッジ手段を提供することを目的に、限月の延長を行うこととします。

## II. 概要

項目	内容	備考
○ 電力先物に係る年度物取引の限月延長	・ 電力先物取引の期限を、新甫発会日が属する年度の翌年度から起算した5年以内の各年度とし、5限月制とします。	・ 現行の2限月制から5限月制に変更します。

## III. 実施時期

2027年春頃(予定)とします。

以上